

瀬戸市選挙管理委員会告示第16号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第8条関係） その1 法第2条の選挙の投票区		別表第1（第8条関係） その1 法第2条の選挙の投票区	
投票区	区域	投票区	区域
道泉	東十三塚町 下陣屋町 上陣屋町 東安戸町 安戸町 道泉町 西谷町 窯神町 背戸側町 仲切町 朝日町 栄町 陶本町1丁目 陶本町2丁目 陶本町3丁目 陶本町4丁目 陶本町5丁目 陶本町6丁目 山脇町 元町1丁目 元町2丁目 元町3丁目 滝之湯町 京町1丁目 <u>進陶町（188番から196番までの区域）</u>	道泉	東十三塚町 下陣屋町 上陣屋町 東安戸町 安戸町 道泉町 西谷町 窯神町 背戸側町 仲切町 朝日町 栄町 陶本町1丁目 陶本町2丁目 陶本町3丁目 陶本町4丁目 陶本町5丁目 陶本町6丁目 山脇町 元町1丁目 元町2丁目 <u>元町3丁目</u> 滝之湯町 京町1丁目
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市役所	西十三塚町 京町2丁目 陶原町4丁目 陶原町5丁目 陶原町6丁目 東吉田町 西吉田町 共栄通1丁目 <u>追分町 今池町 汗干町 西追分町 小金町 進陶町（188番から196番までの区域を除く。）</u>	市役所	西十三塚町 京町2丁目 陶原町4丁目 陶原町5丁目 陶原町6丁目 東吉田町 西吉田町 共栄通1丁目 <u>追分町今池町 汗干町 西追分町 小金町 進陶町</u>
長根	<u>見付町（1番から42番までの区域）</u> 共栄通2丁目 共栄通3丁目 共栄通4丁目 共栄通5丁目 共栄通6丁	長根	<u>見付町</u> 共栄通2丁目 共栄通3丁目 共栄通4丁目 共栄通5丁目 共栄通6丁目 共栄通7丁目 北浦町1丁

	目 共栄通7丁目 北浦町1丁目 北浦町2丁目 北浦町3丁目 北浦町4丁目 川端町1丁目 川端町2丁目 川端町3丁目 市場町 城屋敷町 東寺山町 西寺山町		目 北浦町2丁目 北浦町3丁目 北浦町4丁目 川端町1丁目 川端町2丁目 川端町3丁目 市場町 城屋敷町 東寺山町 西寺山町 <u>東長根町</u> <u>城ヶ根町</u> (41番から51番までの区域) <u>西長根町</u>
效範	孫田町 北脇町 效範町1丁目 效範町2丁目 平町1丁目 平町2丁目 平町3丁目 田端町1丁目 <u>田端町2丁目</u> <u>川西町1丁目</u> 川西町2丁目 川北町1丁目 川北町2丁目	效範	孫田町 北脇町 效範町1丁目 效範町2丁目 平町1丁目 平町2丁目 平町3丁目 田端町1丁目 <u>田端町2丁目</u> <u>川西町1丁目</u> 川西町2丁目 川北町1丁目 川北町2丁目
東山	東山町 東山町1丁目 <u>山手町</u> <u>やまて坂1丁目</u> <u>やまて坂2丁目</u> <u>やまて坂3丁目</u> 東山町2丁目	南山	<u>西山町1丁目</u> <u>西山町2丁目</u> <u>南山町1丁目</u> <u>南山町2丁目</u> <u>南山町3丁目</u> 東山町 東山町1丁目 東山町2丁目
松原	<u>西山町1丁目</u> <u>西山町2丁目</u> <u>南山町1丁目</u> <u>南山町2丁目</u> <u>南山町3丁目</u> 松原町1丁目 松原町2丁目 松原町3丁目 北山町	松原	松原町1丁目 松原町2丁目 松原町3丁目 <u>山手町</u> 北山町 <u>やまて坂1丁目</u> <u>やまて坂2丁目</u> <u>やまて坂3丁目</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
水野	余床町 <u>曾野町</u> 水北町 穴田町 暁町 上水野町 上本町 日の出町 中水野町1丁目 中水野町2丁目 三沢町1丁目 三沢町2丁目 小田妻町1丁目 小田妻町2丁目	水野	水北町 穴田町 暁町 上水野町 上本町 日の出町 中水野町1丁目 中水野町2丁目 三沢町1丁目 三沢町2丁目 小田妻町1丁目 小田妻町2丁目
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
東長根	<u>見付町</u> (1番から42番までの区域を除く。) <u>東長根町</u> <u>城ヶ根町</u> (41番から51番までの区域) <u>西長根町</u>	曾野	余床町 <u>曾野町</u>
十軒家	<u>川平町</u> 本郷町 (1番の1から9番までの区域を除く。) 十軒町 <u>鹿乗町</u> 内田町1丁目 内田町2丁目 北みずの坂1丁目 北みずの坂2丁目 北みずの坂3丁目	十軒家	本郷町 (1番の1から9番までの区域を除く。) 十軒町 内田町1丁目 内田町2丁目 北みずの坂1丁目 北みずの坂2丁目 北みずの坂3丁目
掛川	下半田川町 定光寺町	鹿乗	<u>川平町</u> <u>鹿乗町</u>

<省略>	<省略>
菱野	城ヶ根町（４１番から５１番までの区域を除く。） 神川町 美濃池町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町
新郷	水無瀬町 瘤木町 新郷町 <u>幡野町</u> 原山町
本地	高根町１丁目 高根町２丁目 高根町３丁目 西原町１丁目 西原町２丁目 東本地町１丁目 東本地町２丁目 東本地町３丁目 駒前町 西本地町１丁目 西本地町２丁目 小坂町 坂上町 坊金町 井戸金町 山の田町 <u>幡西町</u>
赤重	<u>赤重町 東赤重町１丁目 東赤重町２丁目 緑町１丁目 緑町２丁目 白山町１丁目 白山町２丁目</u>
品野	八床町 <u>品野町１丁目 品野町２丁目 品野町４丁目 品野町５丁目 品野町６丁目 品野町７丁目</u> （５０番から７９番まで、３１６番から３２８番まで、３３０番から３３８番まで及び４００番の区域を除く。） <u>落合町</u> 北丘町

<省略>	<省略>
菱野	城ヶ根町（４１番から５１番までの区域を除く。） 神川町 美濃池町 菱野町 福元町 瀬戸口町 幡山町 東菱野町 西米泉町 東米泉町 <u>幡西町</u> 西脇町 羽根町 新田町 弁天町 南菱野町 幡中町 台六町 南ヶ丘町
新郷	水無瀬町 瘤木町 新郷町 原山町
本地	高根町１丁目 高根町２丁目 高根町３丁目 西原町１丁目 西原町２丁目 東本地町１丁目 東本地町２丁目 東本地町３丁目 駒前町 西本地町１丁目 西本地町２丁目 小坂町 坂上町 坊金町 井戸金町 山の田町
坂上	八床町 <u>品野町１丁目 品野町２丁目 品野町４丁目 品野町６丁目</u> （１番から１６０番まで、１９９番、２４２番、２８９番、２９９番、３２４番、４２０番、５５４番から５９１番まで、６０３番、６３３番及び７０２番の区域を除く。） <u>落合町</u> （３３６番の３、３３６番の４、３３６番の６及び３３６番の７の区域）
品野	品野町５丁目 <u>品野町６丁目</u> （１番から１６０番まで、１９９番、２４２番、２８９番、２９９番、３２４番、４２０番、５５４番から５９１番まで、６０３番、６３３番及び７０２番の区域） <u>品野町７丁目</u> （５０番から７９番まで、３１６番から３２８番まで、３３０番から３３８番まで及び４００番の区域を除く。） <u>落合町</u> （３３６番の３、３３６番の４、３３６番

			の6及び336番の7の区域を除く。) 北丘町
窯	品野町3丁目 窯町	中品野	品野町7丁目(50番から79番まで、316番から328番まで、330番から338番まで及び400番の区域) 品野町8丁目 広之田町 中品野町 井山町 鳥原町 岩屋町
上品野	品野町8丁目 広之田町 中品野町 井山町 鳥原町 岩屋町 上品野町 白岩町 片草町 上半田川町 品野町7丁目(50番から79番まで、316番から328番まで、330番から338番まで及び400番の区域)	上品野	上品野町 白岩町 片草町
		上半田川	上半田川町
		下半田川	下半田川町
		定光寺	定光寺町
		赤重	赤重町 幡野町 東赤重町1丁目 東赤重町2丁目 緑町1丁目 緑町2丁目 白山町1丁目 白山町2丁目
		窯	品野町3丁目 窯町

その2 農業委員会委員の選挙の投票区

投票区	区域
第1	その1 法第2条の選挙の投票区の表(以下「その1の表」という。)に規定する道泉、深川、古瀬戸、東明、祖母懐、原山台、萩山台、八幡台、陶原、市役所、長根、效範、 <u>東山</u> 、松原、水南、 <u>西陵</u> 及び <u>東長根</u> の投票区の区域
第2	その1の表に規定する水野及び十軒家の投票区の区域
<省略>	<省略>
第4	その1の表に規定する <u>掛川</u> 、品野、 <u>窯</u> 及び <u>上品野</u> の投票区の区域

その2 農業委員会委員の選挙の投票区

投票区	区域
第1	その1 法第2条の選挙の投票区の表(以下「その1の表」という。)に規定する道泉、深川、古瀬戸、東明、祖母懐、原山台、萩山台、八幡台、陶原、市役所、長根、效範、 <u>南山</u> 、松原、水南及び <u>西陵</u> の投票区の区域
第2	その1の表に規定する水野、 <u>曾野</u> 、 <u>十軒家</u> 及び <u>鹿乗</u> の投票区の区域
<省略>	<省略>
第4	その1の表に規定する <u>坂上</u> 、品野、 <u>中品野</u> 、 <u>上品野</u> 、 <u>上半田川</u> 、 <u>下半田川</u> 、 <u>定光寺</u> 及び <u>窯</u> の投票区の区域

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。ただし、その2 農業委員会委員の選挙の投票区の表中の改定規定は、平成27年1月1日から施行する。